



尾張の庭園めぐり



～旧林氏庭園・内々神社・竹田嘉兵衛商店～

旅行出発日 **6月28日(日)**

旅行代金 **18,800円**
(大人おひとり様)

■最少催行人数/20名 ■食事/昼1回 ■添乗員/同行します ■利用バス会社/岐阜羽島バスまたは愛知西部観光

		食事
6/28 (日)	名古屋駅西口(8:30発) == ◇旧林氏庭園 == ◇内々神社 == まんだら八百彦本店で「名古屋コーチン味噌鍋御膳」の昼食 == ◆竹田嘉兵衛商店(庭園観賞、お抹茶) == 名古屋駅西口(16:30頃)	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>

三英傑などの武将や街道にゆかりの庭園群「愛知サムライガーデン」が、国が推進する庭園の周遊観光「ガーデンツーリズム」に登録されたのを記念して、尾張のお庭巡りツアーを開きます。中日新聞の庭園特集「ザ・ガーデン」とのコラボ企画です。

～各見学地では、庭園を含む見どころをご紹介します～

旧林氏庭園(国登録記念物)

林家は江戸時代に参勤交代の大名に随行する家臣が宿泊した脇本陣を営んだ名家です。昭和初期に造られた庭は、鞍馬石など各地の銘石がふんだんに用いたのが特徴。手入れが行き届いており、杉苔が美しい癒しの庭です。



旧林氏庭園

内々神社庭園(愛知県指定名勝)

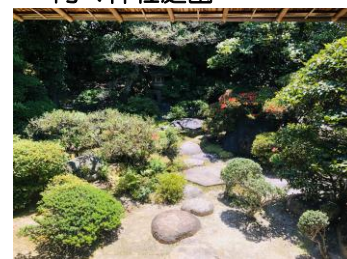
尾張名所図会に描かれた庭園が今も残る貴重なお庭です。細長い池に中島や滝を配した池庭は、背後の岩山を景観の一部に取り込んでいます。古くから武将の信仰を集め、豊臣秀吉が朝鮮出兵の戦勝を祈願し、船の帆柱に使う杉を切り出したことで知られます。



内々神社庭園

竹田嘉兵衛商店庭園(通常非公開)

旧東海道沿いの名古屋・有松で、江戸時代から伝統工芸品「有松絞」を手がける老舗が、得意先のおもてなしに使った商家の庭です。幕末には江戸幕府14代将軍徳川家茂が江戸から京都へ上洛する途中に立ち寄った茶室が残っています。



竹田嘉兵衛商店庭園

写真は全てイメージです

ご旅行条件(要約) ※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しますので、事前にご確認の上、お申込み下さい。

この旅行は中日ツアーズ「中日企業株式会社」(以下、当社といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下、旅行契約といいます)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行の節によります。

- 申込みの方法と契約の時期
 - 旅行のお申込みは所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに契約が成立します。電話、郵便、FAX等により予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込み手続きをお願い致します。
 - 申込金は「旅行代金」または「取消料」「違約料」の一部または全部として取り扱います。
 - 団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代表権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 申込金のお支払い
 - 旅行のお申込みの際、お一人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。

30,000円未満	5,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満	10,000円以上旅行代金まで
60,000円以上	20,000円以上旅行代金まで
 - 残金は旅行開始日の前日からさかのぼって21日前にあたる日より前にお支払い下さい。
- 旅行代金に含まれるもの
 - 旅行日程表に明示された交通費、宿泊費、食事代、観光料金及び消費税等諸税。
 - 添乗員が同行するコースでは、添乗員経費、団体行動中に必要な心付けを含みます。
 - 上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくとも原則として払い戻しは致しません。
- 取消料
 - お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算して10日目にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降9日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

- 当社の解除権
お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に、旅行の中止を通知します。
- 特別補償
お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- 旅程補償
当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の節第29条表左欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更補償金をお支払い致します。
- 基準日
この旅行代金は2026年4月20日現在の運賃・料金を基準としております。

個人情報の取り扱いについて
個人情報の取り扱いについては、別途お渡しする「ご旅行条件書」でご確認下さい。

●お問い合わせ・お申し込みは下記の代理店をご利用下さい
観光庁長官登録旅行業第636号

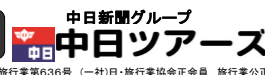
中日ツアーズ

(中日企業株式会社)

☎052-231-0800

営業時間 平日10:30~16:30(休業日:土曜日、日曜日、祝日)

〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目5番2号(中日新聞社北館1階)
総合旅行業務取扱管理者 櫻井大祐



観光庁長官登録旅行業第636号 (一社)日-旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会員
中日企業株式会社(中日ツアーズ) 〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目5番2号(中日新聞社北館1階)
052(231)0800 営業時間:平日10:30~16:30(土曜日、日曜日、祝日休業)